

会議の名称	令和元年第10回本庄市農業委員会総会	
開催日時	令和元年10月25日（金）	午後2時から 午後4時00分まで
開催場所	本庄市役所 大会議室	
出・欠席者	別紙のとおり	
議事日程	<ol style="list-style-type: none"> 1 開会 2 あいさつ 3 議事録署名委員及び書記の指名 4 付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決 <ol style="list-style-type: none"> (1) 第44号議案 農地法第3条の規定による許可申請について (2) 第45号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（通年） (3) 第46号議案 農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（期間） (4) 第47号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（通年） (5) 第48号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（期間） (6) 第49号議案 農地法第5条の規定による許可申請について (7) 報告第45号 農地法第3条の3の規定による届出について (8) 報告第46号 農地法第4条第1項第7号の規定による届出について (9) 報告第47号 農地法第5条第1項第6号の規定による届出について (10) 報告第48号 農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について (11) 報告第49号 農地法第18条第6項の規定による通知について (12) 報告第50号 農業用施設（2a未満）の設置に伴う届出について (13) 報告第51号 電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に伴う事業計画書について 5 事務局連絡事項 6 閉会 	

配付資料	1 令和元年第10回本庄市農業委員会総会議事日程 2 令和元年第10回本庄市農業委員会総会議案 3 令和元年第10回総会事務局連絡事項
主管課	農業委員会事務局

議 事 録

会 議 の 経 過	
発 言 者	発 言 内 容
事務局長	<p>それでは、定刻になりましたので、ただいまより総会を始めさせていただきます。</p> <p>議事日程に従いまして、進めさせていただきます。</p> <p>まず、議事日程1の開会を細野会長代理にお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>こんにちは。本日はお忙しい中、ご苦勞様です。ただ今から令和元年第10回本庄市農業委員会総会を開催いたします。よろしくお願いいたします。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程2あいさつに移ります。田端会長よりご挨拶をお願いいたします。</p>
田端会長	<p>皆さまこんにちは。台風19の被害を受けられた方については、心よりお見舞い申し上げます。今日も児玉地域については、避難指示がでまして、心配な地区の委員の皆様には、せっかくきていただきましたが、お帰りいただいております。児玉地域については、南に山がありますので、先日の台風19号のときは、ほとんどの避難所が満員になりました。ところが、水は自然と低いほうに流れるので、藤田地区は大変な被害が出ました。この時期は稲刈りが終わり、藁の部分が水路に落ち、それがたまと水路があふれる原因となります。ただ、この藁の片付けについては補助金が出るというのが、新聞に書いてありました。本日、総会終了後に農政課に寄り確認をしたいと思っております。</p> <p>今月もたくさん案件がありますが、よろしく申し上げます。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。本日、会長の挨拶にありましたように、避難指示が出ている地区の委員の方におかれましては、一度お越しいただいたので、お帰りいただいております。また、宮部委員、吉田委員、奥原委員か</p>

	<p>ら欠席届が提出されておりますので、ご報告いたします。</p> <p>次に、総会の定足数についてでございます。農業委員会等に関する法律第27条第3項に「総会は、現に在任する委員の過半数が出席しなければ、開くことができない」と規定されております。本日の総会は、在任委員44名中37名の出席となっておりますので、総会が成立しておりますことをご報告いたします。</p> <p>これより議事に入ります。本庄市農業委員会総会会議規則第5条の規定により、田端会長に議長をお願いいたします。よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>議事日程3議事録署名委員及び書記の指名を行います。</p> <p>私から指名させていただくことに、ご異議ありませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>それでは、本日は8番立石委員及び9番浅見委員に議事録署名委員をお願いいたします。</p> <p>また、会議書記は、事務局の飯島係長を指名いたします。</p> <p>次に、議事日程4付議事件の上程、提案理由及び内容の説明、質疑並びに採決に入ります。本日の付議事件は、議事日程のとおり議案6件及び報告7件であります。</p> <p>まず、第44号議案「農地法第3条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第44号議案を説明いたしますので、議案書1ページをご覧ください。</p> <p>第44号議案農地法第3条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第3条第1項の規定により、別紙申請について処分したいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第3条の規定により、別紙の許可申請に係る処分の議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、2ページをご覧ください。申請件数は、4件となります。その内訳は、全て売買による所有権移転でございます。</p> <p>次に、農地の権利移動についての許可判断要件をご説明いたします。農地法第3条第2項に許可判断の要件が規定されておまして、まず、全部効率利用要件で、農地の全てを効率的に利用して耕作の事業を行うこと。次に、農作業常時従事要件で、農作業に常時従事すること。次に、下限面積要件で、本庄市では経営面積の合計が50アール以上であること。次に、地域との調和要件で、周辺の農地利用に悪影響を与えないこととなっております。農地の受け手がこれらすべての要件を満たしていないと許可できないこととなっております。以上でございます。</p>

議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、小島地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、茂木悟委員でございます。なお、申請地位置図は、3ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、茂木悟委員の報告をお願いいたします。</p>
茂木悟委員	<p>7番茂木が報告させていただきます。10月22日、亀田推進委員と聞き取り及び現地確認をしました。3ページ、3-1の地図をご覧ください。申請地は〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から北に100メートルに位置しております。</p> <p>受人については、主に胡蝶蘭を育てています。</p> <p>受人の農業従事者数は3人で、従業員も70人程います。農業従事日数は240日です。経営農地を確認したところ、農業経営を充分行えることを確認しました。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号1については、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号2について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、共栄地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鈴木広子委員でございます。なお、申請地位置図は、4ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号2について、鈴木広子委員の報告をお願いいたします。</p>

鈴木広子委員	<p>10番鈴木が報告します。10月20日に笠原推進委員と聞き取り及び現地確認をしました。申請地については、4ページ、3-2の地図をご覧ください。</p> <p>受人は高齢ですが、息子、孫と3人で営農しています。また、農作業歴5年以上の従業員を5人ほど雇っています。農業従事日数は250日です。受人の農機具所有状況を確認したところ、経営農地にて農業経営を充分行えることを確認しました。申請地には、ネギを作付けしたいということです。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号2については、許可といたします。</p> <p>次に、整理番号3について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、共栄地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、鈴木広子委員でございます。なお、申請地位置図は、5ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号3について、鈴木広子委員の報告をお願いいたします。</p>
鈴木広子委員	<p>10番鈴木が報告します。10月20日に笠原推進委員と聞き取り及び現地確認をしました。申請地については、4ページ、3-3の地図をご覧ください。3-2の北側に隣接となっております。</p> <p>受人も3-2の案件と同じです。申請地には、ネギを作付けしたいということです。皆さまの慎重審議よろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号3については、許可といたします。</p>

	次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、2ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、四方田地内の田1筆及び畑1筆、面積は記載のとおりです。売買による所有権移転です。経営状況は、記載のとおりです。地区担当は、浅見委員でございます。なお、申請地位置図は、6ページになります。</p> <p>受人所有農地の現地調査及び書類審査を事務局において実施しましたところ、農地法第3条第2項の許可判断要件すべてを満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	整理番号4について、浅見委員の報告をお願いいたします。
浅見委員	9番浅見が報告します。10月20日に鯨井推進委員と聞き取り及び現地確認をしました。申請地については、6ページ、3-4の地図をご覧ください。関越道側道を東に300メートル、受人も3-2、3-3の案件と同じです。申請地は、適切に管理されており、問題ないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくをお願いいたします。
議長	<p>整理番号4について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、整理番号4については、許可といたします。</p> <p>受人については、たくさん営農をいただいているので、ありがたいのですが、参考までに、農地の価格はぐらいいですか。</p>
事務局	整理番号2については、50万円。整理番号3については、100万円。整理番号4については、2筆で100万円となっております。
議長	<p>ありがとうございました。我々農業委員も農地の相場が、ある程度分かったほうがよいかと思ひ質問をしました。</p> <p>次に、第45号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第45号議案を説明いたしますので、議案書7ページをご覧ください。</p> <p>第45号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(通年)をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容</p>

	<p>ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、8ページ及び9ページをご覧ください。今回の申請件数は、14件です。田4筆、畑18筆、面積合計4,800㎡の利用権設定でございます。</p> <p>次に、農用地利用集積計画についてご説明いたします。農用地利用集積計画は、農業委員会の決定を経て、市で公告しますが、決定の要件としては農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合することが必要でございます。</p> <p>本庄市では、利用権の設定等を受ける者が備えるべき要件として、全ての農用地を効率的に耕作又は養畜の事業を行うと認められること、耕作又は養畜の事業に必要な農作業に常時従事すると認められること、その者が農業によって自立しようとする意欲と能力を有すると認められること、その者の農業経営に主として従事すると認められる青壮年の農業従事者がいるものとされており、以上の要件を全て備えることと定めております。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、飯島委員につきましては、利用権の設定をする者として、本人が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>第45号議案について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、おはかりいたします。</p> <p>第45号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、第45号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>事務局に申し上げます。飯島委員の復席をお願いします。</p> <p>(復席後)</p> <p>次に、第46号議案「農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について(期間)」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>

<p>事務局長</p>	<p>第46号議案を説明いたしますので、議案書10ページをご覧ください。</p> <p>第46号議案農業経営基盤強化促進法第18条の規定による農用地利用集積計画の決定について（期間）をご説明申し上げます。本議案につきましては、農業経営基盤強化促進法第18条第1項の規定により、別紙農用地利用集積計画を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、農業経営基盤強化促進法第18条の規定により、別紙の農用地利用集積計画の決定に係る議決を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>計画内容については、11ページをご覧ください。今回の申請件数は、6件です。麦作期間の利用権設定でございます。内訳としては、田1筆、畑7筆の面積合計18,722㎡でございます。</p> <p>本議案の決定の要件としましては、第45号議案と同様でして、農用地利用集積計画が農業経営基盤強化促進法第18条第3項の規定により、市で定めた基本構想に適合し、さらに、利用権の設定等を受ける者が全部効率的耕作要件・常時従事要件・意欲能力要件・青壮年従事者要件をすべて備えることが必要でございます。今回の農用地利用集積計画の内容は、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第46号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。第46号議案については、原案のとおり決定することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし、の声）</p> <p>ご異議ございませんので、第46号議案については、原案のとおり決定いたしました。</p> <p>次に、第47号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（通年）」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第47号議案を説明いたしますので、12ページをご覧ください。</p> <p>第47号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（通年）を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画（案）に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p>

	<p>今回の配分計画の案件は、耕作者変更分のみとなります。13ページをご覧ください。耕作者が変更となる土地は、畑2筆、面積合計で、970㎡でございます。設定する権利は、すべて賃借権となっており、設定を受ける者は記載のとおり1名となっております。</p> <p>農用地利用配分計画（案）に対する意見については、農地のすべてを効率的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
<p>議長</p>	<p>第47号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第47号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし、の声）</p> <p>ご異議ございませんので、第47号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第48号議案「農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（期間）」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
<p>事務局長</p>	<p>第48号議案を説明いたしますので、14ページをご覧ください。</p> <p>第48号議案 農地中間管理事業に係る農用地利用配分計画（案）について（期間）を、ご説明申し上げます。</p> <p>本議案につきましては、本庄市が農地中間管理機構へ提出する農用地利用配分計画（案）に対しまして、農地中間管理事業の推進に関する法律第19条第3項の規定に基づき、農業委員会の意見を決定したいので、ご提案申し上げます。議案内容ですが、本庄市の農用地利用配分計画について、別紙のとおり計画することについて意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>配分計画については、15ページをご覧ください。賃借権の設定等を受ける土地が 畑2筆、面積は、970㎡でございます。設定する権利は、麦作期間の使用貸借となっておりまして、それらの設定を受ける者は、記載のとおりとなっております。</p> <p>農用地利用配分計画（案）に対する意見については、農地のすべてを効率</p>

	<p>的に利用して耕作等の事業を行う見込みであること、周辺の農地利用に悪影響を及ぼさないこと、必要な農作業に常時従事する見込みがあることなどの視点において、本庄市から意見を求められておりまして、今回の農用地利用配分計画（案）の内容については、これらの要件を全て満たしているものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>第48号議案について、皆さんから、ご質疑がございましたらお願いいたします。</p> <p>（なし、の声）</p> <p>それでは、お諮りいたします。</p> <p>第48号議案については、原案のとおり計画することに、ご異議ございませんか。</p> <p>（異議なし、の声）</p> <p>ご異議ございませんので、第48号議案については、原案のとおり計画することに「意見なし」で本庄市長に回答いたします。</p> <p>次に、第49号議案「農地法第5条の規定による許可申請について」を上程いたします。事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>第49号議案を説明いたしますので、議案書16ページをご覧ください。</p> <p>第49号議案農地法第5条の規定による許可申請について、ご説明申し上げます。本議案につきましては、農地法第5条第3項の意見を付して、埼玉県知事に送付するため、別紙申請について意見の決定をしたいので、ご提案申し上げるものでございます。議案内容ですが、農地法第5条の規定により、別紙の許可申請について意見を求めるものでございます。本日提出、会長。</p> <p>申請内容については、17ページ及び18ページをご覧ください。申請件数は、9件で、所有権移転6件、賃借権2件及び使用貸借権1件でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>それでは、整理番号1から順に審議いたします。まず、整理番号1について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号1を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町金屋地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、太陽光発電施設用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、田端会長でございます。</p> <p>申請地は、19ページをご覧ください。5-1については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替</p>

	<p>えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号1について、私から報告をさせていただきます。10月21日倉林永次推進委員と現地確認と申請人から聞き取りを行いました。19ページ5-1の地図をご覧ください。申請地は秩父児玉線沿いにあり、北側は住宅街、南側には使用されていないため池があります。申請事由は太陽光発電施設用地です。周辺の農地に影響はない場所ですので、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしく願います。</p>
議長	<p>整理番号1について、ご質疑がありましたら願います。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号1の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号2の説明を事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>整理番号2を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自動販売機設置用地です。用途地域は、準工業地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、20ページをご覧ください。5-2については、準工業地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理理号2について、地区担当宮部委員は、欠席のため、本日は、田島委員から報告をお願いします。</p>
田島推進委員	<p>11番宮部委員が欠席のため、田島から報告させていただきます。10月22日に宮部委員と現地確認をしました。20ページ5-2の地図をご覧ください。申請地は、児玉警察署の北側にある八高線の踏み切りから、さらに北に向かった場所にあり、用途地域は準工業地域となっております。</p> <p>申請事由は自動販売機設置用地です。14㎡と狭い農地が残ってしまい、</p>

	<p>駐車場や物置などの利用も考えたのですが、道の通り沿いにあり、車を置いても、こすられてしまう可能性もあるのと、踏み切りよりも北側に自動販売機もないことから、その狭い農地を有効利用したいということで申請に至ったということです。</p> <p>住宅に囲まれた農地のため、周辺農地等への支障は無いことから、転用に当たっては特に問題はないと思われまます。皆様の慎重審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号2番について、ご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号2番の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号3の説明を事務局より説明願います。</p>
事務局長	<p>整理番号3を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、寿3丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、駐車場用地です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、細野会長代理でございます。</p> <p>申請地は、21ページをご覧ください。5-3については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。</p> <p>なお、当該申請地につきましては、20年程前から駐車場として使用しておりましたが、今般、当該申請地が農地であり、農地法違反であることを認識したとのこととございまます。申請人から始末書が提出され、改めて農地法の許可を得て是正したく申請に至ったとのこととございまます。以上とございまます。</p>
議長	<p>整理番号3について、細野会長代理の報告をお願いいたします。</p>
細野会長代理	<p>1番細野が報告いたします。10月20日、細野推進委員と現地確認と申請人から聞き取り調査を行いました。21ページ5-3の地図をご覧ください。申請地は、受人のハウスに隣接した場所にあります。以前から駐車場として使っていたとのこととございまます。農業用に使用していたとのこととございまます。周</p>

	<p>辺は受人のハウスと住宅、道路に囲まれており、農地への支障の恐れもないかと思えます。皆さまの慎重審議よろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号3について、ご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号3の許可申請について、許可することに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に、整理番号4について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号4を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南1丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、22ページをご覧ください。5-4については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号4について、田島推進委員から報告をお願ひいたします。</p>
田島推進委員	<p>田島から報告させていただきます。10月22日に宮部委員と現地確認をいたしました。22ページ 5-4の地図をご覧ください。申請地は、児玉の区画整理地内にあります。申請事由は自己用住宅用地です。周辺は宅地化が進んでおり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくお願ひいたします。</p>
議長	<p>整理番号4について、皆さまよりご質疑がありましたらお願ひいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号4の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号5について事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号5を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉南2丁目地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、</p>

	<p>自己用住宅用地です。用途地域は、第1種低層住居専用地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、23ページをご覧ください。5-5については、第1種低層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号5について、田島推進委員の報告をお願いいたします。
田島推進委員	<p>田島から報告させていただきます。10月22日に宮部委員と現地確認をしました。23ページ5-5の地図をご覧ください。申請地は、兎玉の区画整理地内にあります。申請事由は自己用住宅用地です。周辺は宅地化が進んでおり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしくをお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号5について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号5の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号6について事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号6を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、西富田地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、使用貸借権です。申請事由は、自己用住宅用地です。用途地域は、指定なしです。都市計画法第34条第11号の指定区域となっています。地区担当は、鈴木広子委員でございます。</p> <p>申請地は、24ページをご覧ください。5-6については、農用地区域内農地及び甲種農地には該当せず、農地の集団性が10ヘクタール未満であることから第2種農地と判断いたしました。第2種農地の転用は、申請地に替えて周辺の他の土地を供することによって、申請事業の目的を達成することができないと認められるときは、許可相当になりますので、本申請は許可相当であるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	整理番号6について、鈴木広子委員の報告をお願いいたします。
鈴木広子委員	10番鈴木よりご説明させていただきます。10月20日に笠原推進委員

	<p>と現地確認をしました。24ページ5-6の地図をご覧ください。申請地は、金鑽通り線西富田の歩道橋の交差点を西に向かった場所にあります。</p> <p>申請事由は自己用住宅用地です。周辺は宅地化が進んでおり、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号6について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号6の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号7について事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号7を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町児玉地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、建売分譲住宅用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。地区担当は、宮部委員でございます。</p> <p>申請地は、25ページをご覧ください。5-7については、第1種中高層住居専用地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われます。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号7について、田島推進委員から報告をお願いいたします。</p>
田島推進委員	<p>田島から報告させていただきます。10月22日に宮部委員と現地確認をしました。25ページ5-7の地図をご覧ください。申請地は、〇〇〇〇から西に100メートル向かった場所にあります。申請事由は建売分譲住宅用地です。用途地域は、第1種中高層住居専用地域です。周辺は住宅、アパートに囲まれており、転用に当たっては特に問題はないと思われます。皆様の慎重審議をよろしく願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号7について、皆さまよりご質疑がありましたらお願いいたします。</p>
亀田推進委員	<p>成年後見人について、重要な財産処分をする場合は、家庭裁判所の許可が必要なのでは。</p>
議長	<p>事務局の説明を求めます。</p>
事務局	<p>市の地域福祉課で確認したところ、後見人について、登記簿を添付し、確認をし、その人に間違いがなければ問題ないということです。</p>

	<p>また、後見人の他、補佐人などの制度もありまして、今回の申請については、後見人で問題ないということです。</p>
亀田委員	<p>農地法の許可は、重要なものですので、後々のトラブルにならないようにお願いします。</p>
議長	<p>他にご質疑がありましたらお願いいたします。</p> <p>(なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号7の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。</p> <p>(異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。次に整理番号8について事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号8を説明いたしますので、17ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、沼和田地内の田2筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、賃借権です。申請事由は、駐車場用地の一時転用です。用途地域は、指定なしです。地区担当は、塩原委員でございます。</p> <p>現在、受人が総合ホームスーパーを建設中で、開店に伴い、駐車場が不足するため、駐車場用地として、一時借用するため許可申請となったものです。</p> <p>申請地は、26ページをご覧ください。5-8については、駐車場用地の一時転用であり、一時転用については、農用地区域内農地であっても許可することができることとされております。また、一時転用は、その利用に供された後にその土地が耕作の目的に供されることが確実と認められるときは、許可されることとなりますが、期間終了後、速やかに原状に復すると記載されており、その農地の復元性が認められることから、本申請は許可相当であるものと思われまます。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われまます。以上でございます。</p>
議長	<p>ただいま事務局より説明がありましたが、茂木悟委員につきましては、同居の親族が議事対象となっておりますので、農業委員会等に関する法律第31条第1項の規定により、議事に参与できませんので、退席をお願いいたします。</p> <p>(退席後)</p> <p>整理番号8について、塩原委員から報告をお願いいたします。</p>
塩原委員	<p>7番塩原よりご説明させていただきます。10月21日に戸塚推進委員と現地確認および聞き取り調査を行いました。26ページ、5-8の地図をご覧ください。申請地は、〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇から北に200メートルほど入った場所にあります。渋滞にならないように、〇〇よりも北側に駐車</p>

	<p>場を借りたいということです。申請地のすぐ南側は市街化区域で、一時転用ということです、特に問題はないと思われま。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号8について、他にご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、お諮りいたします。整理番号8の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。事務局に申し上げます。茂木悟委員の復席をお願いします。 (復席)</p> <p>次に、整理番号9について、事務局より説明を求めます。</p>
事務局長	<p>整理番号9を説明いたしますので、18ページをご覧ください。申請人の住所氏名は、記載のとおりです。申請地は、児玉町吉田林地内の畑1筆、面積は記載のとおりです。権利区分は、所有権移転です。申請事由は、住宅敷地拡張用地です。用途地域は、第1種住居地域です。地区担当は、池田委員でございます。</p> <p>申請地は、27ページをご覧ください。5-9については、第1種住居地域に存していますので、第3種農地と判断いたしました。第3種農地の転用は、原則、許可相当になるものと思われま。また、一般基準の不許可相当に該当する項目は、申請書類を審査する限りにおいて、ないものと思われま。以上でございます。</p>
議長	<p>整理番号9について、池田委員から報告をお願いいたします。</p>
池田委員	<p>19番池田よりご説明させていただきます。10月22日に齋藤推進委員と現地確認をしました。27ページ5-9の地図をご覧ください。こちらの案件ですが、同じ場所で、8月総会の議案で自己用住宅の申請がありましたが、その追加となります。8月に許可になった部分の敷地拡張となります。</p> <p>転用に当たっては特に問題はないと思われま。皆様の慎重審議をよろしくお願いいたします。</p>
議長	<p>整理番号9について、ご質疑がありましたらお願いいたします。 (なし、の声)</p> <p>それでは、おはかりいたします。整理番号9の許可申請について、許可相当とすることに、ご異議ございませんか。 (異議なし、の声)</p> <p>ご異議ございませんので、許可相当として県知事に意見を送付いたします。</p>

	<p>以上で、議案審議を終了いたします。続きまして、報告に入ります。 まず、報告第45号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第45号を説明いたしますので、議案書28ページをご覧ください。 報告第45号農地法第3条の3の規定による届出について、農地法第3条の3の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、29ページ及び30ページをご覧ください。専決処分件数は、6件です。相続等により農地を取得した場合は、遅滞なく農業委員会へ届け出なければならないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第46号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第46号を説明いたしますので、議案書31ページをご覧ください。 報告第46号農地法第4条第1項第7号の規定による届出について、農地法第4条第1項第7号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、32ページをご覧ください。専決処分件数は、4件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにする場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第47号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第47号を説明いたしますので、議案書33ページをご覧ください。 報告第47号農地法第5条第1項第6号の規定による届出について、農地法第5条第1項第6号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。 届出内容については、34ページ及び35ページをご覧ください。専決処分件数は、14件です。市街化区域内にある農地を農地以外のものにして、所有権の移転などをする場合は、あらかじめ農業委員会に届け出ることによって県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。 次に、報告第48号を事務局よりお願いします。</p>

事務局長	<p>報告第48号を説明いたしますので、議案書36ページをご覧ください。</p> <p>報告第48号農地法第6条の規定による農地所有適格法人の報告について、農地法第6条第1項の規定により、別紙のとおり報告書が提出されたので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>報告書の提出件数は、1件で、その報告書が37ページ及び38ページのとおりとなっております。農地所有適格法人とは、耕作目的での農地の所有権などの権利の取得が認められている農地法上の法人でございます。農地所有適格法人となるための要件は、「法人形態要件」「構成員要件」「事業要件」「役員要件」となっております。これらの要件は、設立時のみでなく、設立後も満たされていることが必要となります。毎事業年度の終了後、3ヶ月以内に事業の状況等を農業委員会へ報告することが義務付けられているものです。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第49号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第49号を説明いたしますので、議案書39ページをご覧ください。</p> <p>報告第49号農地法第18条第6項の規定による通知について、農地法第18条第6項の規定により、別紙農地の賃貸借契約合意解約通知書を受領し、同条第1項の規定に基づく合意解約が成立したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>賃貸借契約合意解約通知書を受領件数は、3件です。その通知内容は、40ページをご覧ください。農地の賃貸借につき合意による解約の通知が農地法第18条第1項ただし書の規定により同項の許可を要しないで行われた場合には、これらの行為をした者は、農業委員会にその旨を通知しなければならないという規定による通知でございます。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第50号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第50号を説明いたしますので、議案書41ページをご覧ください。</p> <p>報告第50号農業用施設（2アール未満）の設置に伴う届出について、農地法施行規則第29条第1号の規定により、別紙の届出について本庄市農業委員会事務決裁規程第3条の規定により専決したので報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>届出内容については、42ページをご覧ください。専決処分件数は、1件です。2アール未満の農地を農業用施設に供する場合は、あらかじめ農業委員会へ届け出ることで県知事の許可を必要としないという規定による届出でございます。以上でございます。</p>

議長	<p>報告でありますので、ご了解いただき、次に進みます。</p> <p>次に、報告第51号を事務局よりお願いします。</p>
事務局長	<p>報告第51号を説明いたしますので、43ページをご覧ください。</p> <p>報告第51号電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に伴う事業計画について、農地法施行規則第53条第11号の規定により、電気事業者の行う送電用電気工作物等の設置に係る農地転用の許可は要しないが、事業計画書の提出がなされたので、別紙のとおり報告するものでございます。本日提出、会長。</p> <p>事業計画書については、44ページをご覧ください。届出件数は、4件です。以上でございます。</p>
議長	<p>報告でありますので、ご了解いただきたいと思います。</p> <p>以上で、報告を終了いたします。</p> <p>皆さまのご協力により、本日の付議事件は、すべて終了いたしました。ありがとうございました。</p>
事務局長	<p>ありがとうございました。</p> <p>次に、議事日程5事務局連絡事項に移ります。</p> <p>(事務局説明)</p> <p>閉会</p>

令和元年第10回本庄市農業委員会総会出・欠席者名簿

開催日	令和元年10月25日(金)
開催場所	本庄市役所 大会議室
開会時刻	午後2時
閉会時刻	午後4時
会長	田端 講一
会長代理	細野 俊文

議席番号	農業委員氏名	出欠状況	議事録署名	地区	推進員氏名	出欠状況
1	細野 俊文	出席		藤田	齋藤 好幸	出席
2	小川 忠	出席			久米 正夫	出席
3	前原 喜夫	出席		仁手	福島 一	出席
4	茂木 伸夫	出席			八木 弘	出席
5	坂上 佳久	出席		旭	戸塚 毅	出席
6	塩原 廣一	出席			亀田 伸一郎	出席
7	茂木 悟	出席		北泉	飯島 和憲	出席
8	立石 勝義	出席	○		鯨井 雅吏	出席
9	浅見 精治	出席	○		笠原 正一	出席
10	鈴木 広子	出席		児玉	田島 勇扇	出席
11	宮部 延一	欠席			武政 恒雄	出席
12	永尾 路子	出席		金屋	倉林 永次	出席
13	田端 講一	出席			鈴木 良美	出席
14	清水 茂則	出席			奥原 定雄	欠席
15	吉田 功	欠席		秋平	清水 文夫	出席
16	福田 光男	出席			福島 清次	出席
17	坂本 静枝	欠席			間正 始	欠席
18	坂爪 裕	出席		本泉	倉林 正	欠席
19	池田 稔	出席			木村 文子	欠席
本庄	細野 林之助	出席		共和	黒沢 豊	出席
	吉岡 昭	出席			新井 明夫	出席
藤田	内田 徳晃	出席			齊藤 勇	出席

説明員

事務局長	早野 悟
局長補佐兼庶務係長	高山 教子
農地係長	飯島 崇
庶務係主査	飯川 佳紘
農地係主任	新井 靖子
農地係主事補	小林 祥平

書記

農地係長	飯島 崇
------	------